

税目	年度		52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	
	個人	法人				均等割標準税率 年額 500円					均等割標準税率 年額 700円		
県民税	個人	均等割標準税率 (1) 資本等の金額又は出資金額が50億円を超える法人 年額 200,000円 (2) 資本等の金額又は出資金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 100,000円					均等割標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 200,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 100,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 20,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000円			均等割標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 300,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 200,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 40,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 12,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 4,000円	均等割標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 750,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 500,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 100,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 30,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 10,000円		
	法人	均等割標準税率 (1) 資本等の金額又は出資金額が1億円を超える法人 年額 20,000円 (2) 資本等の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (3) 資本等の金額又は出資金額が1千万円以下の法人等 年額 2,000円					均等割標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 200,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 100,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 20,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000円 法人税別標準税率 5.0% 超過税率 6.0%			均等割標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 750,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 500,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 100,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 30,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 10,000円			
事業税	個人	事業除主額 年 220万円									年 240万円		
	その他												
業法	個人												
	その他												
人	個人												
	その他						税率 4% 新築住宅控除(56.7.1) 420万円 住宅取得(56.7.1~61.6.30)に係る税率の特例 3% 住宅用土地の取得(56.7.1~61.6.30)につき税額を4分の1減額					住宅及び住宅用土地の取得に係る税率等の特例を3年間延長(H元.6.30まで) 従量割特例措置 61.5.1~H元.3.31 360 1,000本につき 1,000 課税標準は 紙巻たばこ1,000本につき1,000円 パイプたばこ1kgにつき 1,000円	
不動産取得税											新築住宅控除 450万円 (60.7.1)		
県たばこ税(消費税)		課税標準算定の基礎となる額 6円70銭1厘	課税標準算定の基礎となる額 6円79銭6厘	課税標準算定の基礎となる額 6円89銭	課税標準算定の基礎となる額 6円98銭9厘	課税標準算定の基礎となる額 8円15銭1厘	課税標準算定の基礎となる額 8円59銭	課税標準算定の基礎となる額 8円67銭	課税標準算定の基礎となる額 昭和58年5月1日から昭和59年2月29日までの期間の製造たばこ本数は、製造たばこ本数に1.014を乗じた本数	昭和60年4月1日から税率が2本立てとなる。 従価割 たばこの小売定価合計金額×8.1/100 従量割 たばこの販売本数×200/1000	薬巻たばこ " "	刻みたばこ " 500円 かみ用の製造たばこ " " かき用 " " " を控除した金額	

税目	年度	25	26	27	28	29	30
県民税率	個人		均等割の税率 年額1,500円 (平成26年度から平成35年度までの10年間に限る)	ふるさと納税の特例控除額の拡充 ふるさと納税のワンストップ特例の導入			
	法人		地方法人税(国税)の創設に伴う法人税割の税率の引下げ (平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用) 法人税割 3.2% 超過税率 4.0%				
	利子割			法人にかかる利子割の廃止(平成28年1月1日以後) 特定公社債等の利子等を利子割の課税対象から除外し配当割の課税対象(平成28年1月1日以後)			
	配当割		NISA(少額投資非課税制度)導入	特定公社債等の利子等を利子割の課税対象から除外し配当割の課税対象(平成28年1月1日以後)	ジュニアNISA未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当割所得及び譲渡所得等の非課税措置導入(平成28年4月1日～)	積立NISA(年間投資上限額40万円、非課税期間20年)導入(平成30年1月1日～)	
	株式所得等割		NISA(少額投資非課税制度)導入		ジュニアNISA未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当割所得及び譲渡所得等の非課税措置導入(平成28年4月1日～)	積立NISA(年間投資上限額40万円、非課税期間20年)導入(平成30年1月1日～)	
個人	事業除主額						
	税率						
	その他						
業人	税率		地方法人特別税の規模縮小に伴う法人事業税の所得割及び 収入割の税率の引上げ (平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用) [普通法人] [特別法人] 年400万円以下 3.4% 年400万円以下 3.4% 年400万円超800万円以下 5.1% 年400万円超 4.6% 年800万円超 6.7% [外形標準課税法人] 付加価値割 0.48%(変更なし) 0.9% 資本割 0.2%(変更なし) 所得割 年400万円以下 2.2% 年400万円超 2.2%	外形標準課税法人について、外形標準課税の税率の引上げ及び 見合いの所得割の税率の引下げ (平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用) [外形標準課税法人] 付加価値割 0.72% 資本割 0.3% 所得割 年400万円以下 1.6% 年400万円超800万円以下 2.3% 年800万円超 3.1%	外形標準課税法人について、外形標準課税の税率の引上げ及び 見合いの所得割の税率の引下げ (平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用) [外形標準課税法人] 付加価値割 1.2% 資本割 0.5% 所得割 年400万円以下 0.3% 年400万円超800万円以下 0.5% 年800万円超 0.7%		
	その他						
不動産取得税				土地又は住宅の取得に係る税率等の特例を3年間延長 (H30.3.31まで3%)			土地又は住宅の取得に係る税率等の特例を3年間延長 (H33.3.31まで3%)
地方消費税	紙タバコ税 紙タバコ 消費税	1,000本につき860円 (H33級品については、1,000本につき411円) H25.4.1～	消費税率の引上げ(8%→10%)時期を 平成27年10月1日から平成29年4月1日へ延長 ・H29.4.1から適用予定 消費税の22/78 〔消費税に換算すると2.2%に相当〕		紙巻たばこ3級品について、1,000本につき481円 H28.4.1～ 消費税率の引上げ(8%→10%)時期を 平成29年4月1日から平成31年10月1日へ延長 ・H31.10.1から適用予定 消費税の22/78 〔消費税に換算すると2.2%に相当〕	紙巻たばこ3級品について、1,000本につき551円 H29.4.1～	紙巻たばこ3級品について、1,000本につき656円(H30.4.1～) 3級品以外の紙巻たばこについて、1,000本につき930円 (H30.10.1～)
	紙タバコ 消費税						